

議案第 136 号

伊賀市国民健康保険診療所条例等の一部改正について

伊賀市国民健康保険診療所条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 25 年 12 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市国民健康保険診療所条例等の一部を改正する条例

(伊賀市国民健康保険診療所条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市国民健康保険診療所条例(平成 16 年伊賀市条例第 163 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 使用料の額は、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)の規定及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法により算定した額とする。

3 前項の規定により算定することができないものは、市長が定める。

別表を次のように改める。

別表(第 4 条関係)

区分	種別	料金
文書料	診断書料	1 通につき 1,620 円
	証明書料(簡単)	1 通につき 210 円
	証明書料	1 通につき 1,080 円
	領収証明	1 通につき 540 円
	その他特殊診断(証明)書料	1 通につき 2,160 円
	年金、障害等診断(証明)書料	1 通につき 3,240 円

	保険、自賠責等診断（証明）書料	1 通につき	4,320 円
	死亡診断書料	1 通につき	3,240 円
	出生、死産証明書料	1 通につき	1,080 円
健康診断書料	一般検査	1 通につき	1,080 円
	総合検査	1 通につき	3,240 円
死体検案書料		1 通につき	5,400 円
特殊医療相談料			540 円

(伊賀市立上野総合市民病院の診療報酬額の基準及び使用料、手数料等に関する条例の一部改正)

第2条 伊賀市立上野総合市民病院の診療報酬額の基準及び使用料、手数料等に関する条例（平成16年伊賀市条例第280号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（診療報酬の基準）

第2条 健康保険法（大正11年法律第123号）の適用を受ける者、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の適用を受ける者、その他これに類する者の診療報酬額は、厚生労働大臣が別に定める診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準により算定した額とする。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 使用料

区分		種別		料金	
病室 特別使用料	消費税法別表第1第8号に係る場合	特別室	1日につき	10,000 円	
		個室	1日につき	A	3,500 円
				B	3,000 円
	C			5,000 円	
	その他の場合	特別室	1日につき	10,800 円	
		個室	1日につき	A	3,780 円
B				3,240 円	

			C	5,400 円
保険外併用療養費	長期入院料	長期入院の医療の必要性が低い患者で当院の入院期間が 180 日を超えた場合の入院基本料（他の病院から同一疾病で転院してきた患者についても同様とし、厚生労働大臣が定める状態にある患者を除く。）	通算対象入院基本料の100分の15に相当する額	
	紹介なしの初診料	他の保険医療機関等からの紹介なしに受診した患者の初診に係る保険外療養費	1,080 円	

2 手数料

区分	種別	料金
文書料	診断書料	1 通につき 1,620 円
	証明書料 (簡単)	1 通につき 210 円
	証明書料	1 通につき 1,080 円
	領収証明	1 通につき 540 円
	その他特殊診断 (証明) 書料	1 通につき 2,160 円
	年金、障害等診断 (証明) 書料	1 通につき 3,240 円
	保険、自賠責等診断 (証明) 書料	1 通につき 4,320 円
	死亡診断書料	1 通につき 3,240 円
	出生、死産証明書料	1 通につき 1,080 円
健康診断書料	一般検査	1 通につき 1,080 円
	総合検査	1 通につき 3,240 円
死体検案書料	1 通につき	5,400 円
特殊医療相談料		540 円

(伊賀市応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 伊賀市応急診療所の設置及び管理に関する条例（平成18年伊賀市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項及び第3項を次のように改める。

2 使用料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法により算定した額とする。

3 前項の規定により算定することができないものは、市長が定める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

区分	種別	料金
文書料	診断書料 1通につき	1,620円
	証明書料（簡単） 1通につき	210円
	証明書料 1通につき	1,080円
	領収証明 1通につき	540円

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。